

津山ぐらし体感オンラインツアー実施業務委託 仕様書

1 委託業務名

津山ぐらし体感オンラインツアー実施業務

2 目的

津山市では、自然減のほか若年層を中心とした社会減の問題を抱えており、社会減への対応として、これまで移住・定住の促進に向けた取り組みを行ってきたが、今後更なる移住促進を図るためには、従来の取り組みを発展させていく必要がある。

また、近年居住地を1箇所特定しない多拠点居住といったライフスタイルが増加しており、関係人口的な関わり方を希望する層へのアプローチも必要となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、移住・多拠点居住の候補地を訪れ、地域の暮らしを体感する移住体験ツアーの実施が困難となっている。

そのため、将来的な移住につなげるため、また関係人口の増加を図るため、移動の制限を受けずに本市の魅力を感じることができる、オンラインを活用した津山ぐらし体感ツアー（以下「オンラインツアー」という。）の実施が必要となっている。

3 業務期間

契約締結の日から令和4年12月23日（金）まで

4 委託料限度額

1,000,000円（税込）を上限とする。

5 業務内容

(1) オンラインツアーの企画・立案・調整

オンラインツアーの開催に必要な企画立案その他付随する業務について、本市と協議の上実施すること。

ア 開催時期・時間

(ア) 10月から11月末までの間で参加者が参加しやすい日程を設定すること。

(イ) 開催時間は2時間程度を基本とすること。

イ 参加対象者

(ア) 参加者は、移住や多拠点居住に関心がある者を中心とする。

(イ) オンラインツアーの参加者は、15名を目標とする。

(ウ) 参加のメインターゲットは若年層や子育て層とする。

ウ 内容

- (ア) 本市の特産品を記念品（金額は3,000円から5,000円を想定）として参加者に送付し、それを利用したコンテンツをオンラインツアー内に設けること。
- (イ) 必要により、地域内の状況が把握できる動画等を制作すること。
- (ウ) オンラインツアーのコンテンツの中で、前半に本市紹介を5分程度行う内容を盛り込むこと。なお、この際に使用するスライドは本市で作成する。
- (エ) オンラインツアーの企画・立案にあたり、本市と協議の上で進行台本を制作すること。

(2) 参加者の募集

- ア 移住や多拠点居住等を検討している方に対し、独自のノウハウや手法を活用して参加募集を行うこと。
- イ 単なる観光目的の参加とにならないよう留意すること。
- ウ 参加申し込み状況について本市から問い合わせがあった際は、その状況について早急に報告すること。

(3) オンラインツアーの実施運営

- ア (1)で企画立案等を行ったオンラインツアーを実施すること。実施方法は問わないが、誰でも参加できる仕組みにより実施すること。
- イ 特産品を参加者に有償で提供すること。なお、ツアー参加費は送付する特産品の半額以下を目安とすること。
- ウ 参加者の応募フォームを作成し、申込者からツアー参加費を徴収し、運営費用に充当すること。
なお、申込や参加費の徴収方法については、申し込みしやすい方法で実施すること。
- エ オンラインツアー当日の司会進行を行うこと。

(4) 実施報告報告の作成

- ア 今後の事業に反映させるため、本市と共同で作成するアンケートフォームにより、参加者からアンケートをとること。
- イ オンラインツアー当日の映像については、事業終了後本市のHP等で活用予定としているため、公開可能な動画データで提供すること。
なお、参加者の写り込み等がないようにすること。
- ウ 事業終了後、任意様式による事業実施報告書を作成し、アンケート結果と共に報告すること。

6 委託経費内訳

委託業務に係る経費の内訳は以下のとおりとする。

- (1) オンラインツアー企画費（企画・推進・調整）
- (2) 事前作業費（進行台本等作成）
- (3) 募集関連費（参加者申込・参加費管理）
- (4) 特産品関係費（特産品購入・梱包・送付等）
- (5) 本番運営進行費（司会，各種機材使用，オペレーター等）
- (6) 消耗品費（報告書等）

7 成果品等

(1) 成果物

- ア 5－(4)－イで制作した動画データ（電子媒体） 1部
- イ 5－(4)－ウで作成した事業実施報告書等（電子媒体） 1部

(2) 納期

令和4年12月23日（金）

(3) 納入場所

岡山県津山市山下9-2-1 津山圏域雇用労働センター内

津山市 産業文化部 仕事・移住支援室

TEL：0868-24-3633 FAX：0868-22-9647

E-mail：sigoto-iju@city.tsuyama.lg.jp

8 業務遂行上の留意事項

- (1) 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し，津山市の指示に従い，業務を担当する津山市仕事・移住支援室と連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし，又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し，又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務には，業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させること。
- (4) 本業務実施に伴った訪問先との事前打ち合わせや現地確認，関係機関との事前調整は十分に行うこと。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は，津山市に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については，必要に応じて本市と協議のうえ，適切に対応すること。